

令和 6 年度

一般廃棄物処理実施計画

豊中市

目 次

一般廃棄物処理実施計画（ごみ）

- 1．一般廃棄物の処理・運搬及び処理等の主体
- 2．一般廃棄物処理計画

一般廃棄物処理実施計画（食品ロス）

- 1．食品ロスの排出状況
- 2．食品ロス削減に向けた取組み

一般廃棄物処理実施計画（し尿）

- 1．一般廃棄物の処理主体
- 2．生活排水処理実施計画

<基本的事項>

1. 計画期間

○令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

2. 計画区域

○豊中市全域

3. 収集・運搬及び処理の対象

○豊中市内から排出される一般廃棄物

＜一般廃棄物処理実施計画（ごみ）＞

1. 一般廃棄物の収集・運搬及び処理等の主体

種 類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
収集・運搬	豊中市 (委託⑦)	豊中市 (委託⑦)	豊中市 (委託①)	豊中市 (直 営)	豊中市 (直 営)
中間処理	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド	民間事業者	豊中市伊丹市 クリーンランド
最終処分	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	資源化	資源化
種 類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵 の小型家電・ 電池類	水銀使用廃製品
収集・運搬	豊中市 (委託①)	豊中市 (直営・委託②)	豊中市 (直 営)	豊中市 (直 営)	豊中市 (直 営)
中間処理	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド 民間事業者	豊中市伊丹市 クリーンランド	民間事業者	民間事業者
最終処分	資源化	資源化	資源化	資源化	民間事業者
種 類	特定家庭用機器 一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
収集・運搬	豊中市(直営) 許 可⑩	豊中市(直営) 許 可⑩	許 可⑩	許 可①	許 可③
中間処理	民間事業者	豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市 クリーンランド	民間事業者	民間事業者
最終処分	資源化	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	大阪湾広域臨海 環境整備センター	飼料化

注1) 表中の委託及び許可業者は別表1に掲げる者をいう。

注2) 表中丸数値は、委託及び許可の業者数を表す。

注3) ペットボトルは、豊中市伊丹市クリーンランドと民間事業者へ振分搬入し、それぞれで中間処理を行う。

注4) 実験動物の中間処理は、兵庫県川辺郡猪名川町の一般廃棄物処分業許可業者が行う。

注5) 魚腸骨の中間処理は、大阪府岸和田市の再生利用指定業者が行う。

注6) 収集運搬は公民役割分担の観点から、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ビン、及びペットボトルの拠点回収は委託し、それ以外のごみ種を豊中市（直営）で収集する。

注7) 水銀使用廃製品の中間処理は、大阪府大阪市西淀川区及び北海道北見市留辺蘂町に中間処理拠点を有する民間事業者が行う。

2. 一般廃棄物処理計画

(1) ごみ減量及びリサイクル推進計画

①発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの方法

ア 周辺自治体や事業者との連携

○マイボトルの普及に合わせた市内各地への給水機の設置など、プラスチックのごみの削減を図る。また、豊中エコショップ制度の拡充に取り組むなど、事業者と市民の環境問題への意識向上を図る。

イ プラスチックごみの削減に向けた取組み

○使用済みペットボトルを再び新たなペットボトルとして水平循環させる「水平リサイクル」の取組みをさらに進める。

ウ 再使用（リユース）の推進

○臨時ごみで排出された家具類を中心としたリユース事業を推進する。

○イベントでのリユース食器の普及を促進する。

○こども園等の協力を得て集めた子ども服をイベント時に提供し、子ども服リユース事業を推進するとともに、取組み内容の拡充を図る。

○リユースサイト等運営会社と連携し、取組み内容について市民に周知を行う。

エ 再生資源集団回収等による再生資源物（新聞・雑誌・雑がみ、段ボール、布類、アルミ缶、スチール缶、紙パックをいう。以下同じ。）の回収の推進

○再生資源集団回収未実施団体に対して、制度への参加を積極的に働きかけるとともに、既存の再生資源集団回収登録団体に対して、市ホームページや定期的に発行している「集団回収ニュース」等を活用し、回収意欲の促進を図る。

○再生資源回収行商者が実施する再生資源買取市について、開催日時の告知などの支援を行う。

オ 環境学習・教育、周知活動の充実

○小学校4年生等の環境学習をさらに拡充し、幼少期からのごみ減量に係わる意識高揚を図る。

○全市域をごみ種別に公・民が分担して収集運搬を行う方式により、ごみ分別・排出ルールに関する周知広報活動の充実を図る。

○地域における3Rの取組みによるごみの減量・リサイクルを推進するため、地域コミュニティと行政が協働して3R行動の浸透を図るとともに廃棄物減量等推進員との連携強化や高齢者、成人、子ども、学生等の世代間の交流によるごみ減量活動の活性化に努める。

② 再生資源回収（資源化）の種類及び量

ア 再生資源の分別回収（ステーション回収等：括弧内は回収量）

・紙・布（新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、その他紙製容器包装[箱・袋・包装紙]・古布）の回収（6, 606 t）

・空き缶の回収（539 t）

・ビンの回収（2, 039 t）

・プラスチック製容器包装の回収（3, 523 t）

イ 再生資源の分別回収（ステーション回収等）及び拠点回収（括弧内は回収量）

・ペットボトルの回収及び店頭、公共施設、大規模集合住宅及び自治会等の拠点での回収（1, 029 t）

・充電式電池内蔵の小型家電・電池類の回収及び公共施設等での回収（61 t）

ウ リサイクルプラザでの資源化（不燃物処理施設分を含む）（6, 521 t）

エ 再生資源集団回収及び買取市による紙類・布類及び空き缶類の回収（5, 423 t）

オ 公共施設等での使用済みインクカートリッジの回収（1 t）

(2) 収集・運搬計画

①収集・運搬する一般廃棄物の量

(単位：t/年)

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
排出量	55,296	1,995	1,309	6,606	539
種類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵 の小型家電・ 電池類	特定家庭用機器 一般廃棄物
排出量	2,039	1,029	3,523	61	39(13)
種類	臨時ごみ (家庭系直接搬入ごみ を含む)	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨	水銀使用廃製品
排出量	1,904	39,729	9	139	14
種類					合計
排出量					114,231 (13)

注1) ペットボトル(PETボトル)とは、清涼飲料水などに使用されているプラスチック製の容器で、ポリエチレンテレフタレート樹脂製容器の略。以下同じ。

注2) プラスチック製容器包装とは、ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装をいう。以下同じ。

注3) 充電式電池内蔵の小型家電・電池類とは、電子タバコや携帯型扇風機、スマートフォン、携帯電話、ノートパソコン、電気シェーバー、電動歯ブラシ、モバイルバッテリー、ボタン電池、乾電池等の電池類などをいう。

注4) 特定家庭用機器一般廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年(1998年)法律第97号)第2条第4項の規定に基づき政令で定める家庭から排出されるエアコンやテレビなどをいう。以下同じ。

注5) 表中括弧内の数値については、他市(池田市、吹田市、箕面市)からの搬入量を表す。以下同じ。

注6) 実験動物とは、研究機関等での臨床実験等により死体となった動物をいう。以下同じ。

注7) 魚腸骨とは、スーパーマーケット等での魚を加工・調理した後に残った魚の骨等をいう。以下同じ。

注8) 水銀使用廃製品とは、蛍光管、電池類、水銀体温計・血圧計・温度計をいう。以下同じ。

注9) 事業系ごみには、教育施設から排出される「みなし一廃」(9ページ参照)を含む。

②収集回数

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
区分	2回/週	1回/4週	1回/月 戸別申込制	1回/2週	1回/2週
種類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵の 小型家電・電池類	水銀使用廃製品
区分	1回/2週	ステーション各戸回収1回/4週 拠点回収1・2回/月	1回/週	ステーション各戸回収1回/2週 拠点回収1回/週	拠点回収1回/週
種類	特定家庭用機器 一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
区分	随時 戸別申込制	随時 戸別申込制	定期	随時	定期

注1) 粗大ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物及び臨時ごみの収集は、「豊中市粗大ごみ受付センター」に申込みを行う。

注2) 粗大ごみは1回の収集に一世帯につき5点までの申込みを行う。

注3) 危険ごみは、空き缶と同時に回収する。

③収集方法

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶 (危険ごみを含む)
方法	ステーション 各戸収集	ステーション 各戸収集	各戸収集(有料)	ステーション 各戸回収	ステーション 各戸回収
種類	ビン	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	充電式電池内蔵 の小型家電・ 電池類	水銀使用廃製品
方法	ステーション	ステーション 各戸回収 拠点回収	ステーション 各戸回収	ステーション 各戸回収 拠点回収	拠点回収
種類	特定家庭用機器 一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
方法	戸別申込制に よる随時回収 (有料)	戸別申込制に よる随時回収 (有料)	許可業者による 収集 自己搬入 (有料)	許可業者による 収集 自己搬入 (有料)	許可業者による 収集 自己搬入 (有料)

注) 充電式電池内蔵の小型家電・電池類の拠点回収は、公共施設設置のボックス回収の他、環境関連イベントでの回収も行う。

④収集区域の範囲

豊中市全域

(3) 家庭系一般廃棄物の排出場所

- ア 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、紙・布、空き缶、ビン、プラスチック製容器包装、充電式電池内蔵の小型家電・電池類、臨時ごみは、所定の場所（ごみステーション及び戸別のごみ排出場所）に、それぞれの収集日の当日午前8時30分までに排出する。
- イ アの所定の場所は、現地において看板の設置その他の方法により、その場所がアの所定の場所であることを表示するものとする。ただし、表示が困難である場合、表示の必要がない場合、その他相当の理由がある場合などは、この限りではない。
- ウ アの所定の場所の位置は、地図上に明示し、家庭ごみ事業課において、一般の閲覧に供するものとする。

(4) 再生資源集団回収登録団体による再生資源物の排出場所

- ア 再生資源集団回収登録団体による再生資源物を排出する所定の場所は、豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱（平成3年（1991年）6月1日制定）において、市長の登録を受けた団体が市へ提出した再生資源集団回収実施計画届出書に記載する回収場所とする。
- イ アの所定の場所の位置は、地図上に明示し、家庭ごみ事業課において、一般の閲覧に供するものとする。

(5) 中間処理計画

①処理施設の概要及び処理量

- 施設名 豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設
- 所在地 豊中市原田西町2番1号
- 供用開始 平成28年（2016年）4月1日
- 形式 連続運転式ストーカ焼却炉
- 処理能力 525t/日（175t/日×3基）
- 処理量 99,076t/年
- 対象品目 可燃物

- 施設名 豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ
- 所在地 豊中市原田西町2番2号
- 供用開始 平成24年(2012年)4月1日
- 処理方式 (不燃物) 低速・高速回転破砕機+4種機械選別方式
(資源化物) 機械選別・人力選別併用方式
- 処理能力 134t/日(5h)
- 処理量 10,575t/年
- 対象品目 不燃物、プラスチック製容器包装(白色トレイを含む。)、ペットボトル、缶類(危険ごみを含む。)、ビン、剪定枝、粗大ごみ

②処理施設の搬入量

豊中市伊丹市クリーンランドに搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量 (単位: t/年)

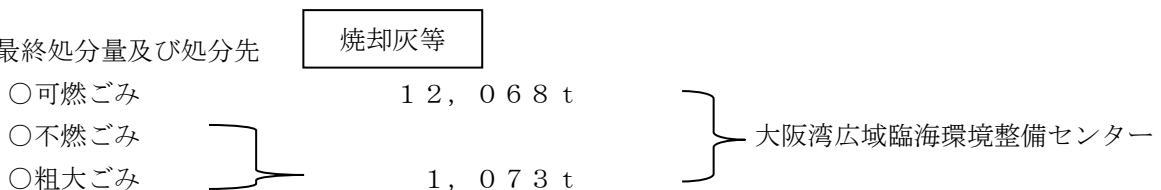
区分	直営	委託	許可	直接搬入	計
量	5,978	60,493	33,700	6,741	106,911

※四捨五入での計算のため、合計値と一致しません。

注1) 特定家庭用機器一般廃棄物39tは製造業者指定引取場所に、実験動物9t及び魚腸骨139tは民間事業者へ直接搬入する。

注2) 使用済み小型家電充電式電池内蔵の小型家電・電池類61t及び水銀使用廃製品14tは豊中市伊丹市クリーンランドに一時保管し、民間事業者へ引き渡す。

③最終処分量及び処分先



(6) 紙・布の引取場所への運搬計画

①引取場所の概要

- 施設名 都市クリエイト株式会社 古紙リサイクル豊中プラント
- 所在地 豊中市原田中1丁目1番1号
- 供用開始 平成29年(2017年)11月1日
- 搬入量 6,606t/年
- 対象品目 紙・布

(7) ペットボトルの引取場所への運搬計画

①引取場所の概要

- 施設名 米田産業株式会社 原田営業所
- 所在地 豊中市原田中2丁目1番5号
- 搬入量 527t/年

(8) 特定家庭用機器一般廃棄物の製造業者指定引取場所への運搬計画

①指定引取場所の概要

- 施設名 日本通運株式会社豊中指定取引所
- 所在地 豊中市服部西町5丁目18番1号

②運搬する特定家庭用機器一般廃棄物の指定引取場所別の内訳量 (単位：t/年)

引取場所	日本通運(株)大阪北支店 豊中事業所
量	52

注) 小売業者等が引取る特定家庭用機器一般廃棄物の搬入量については不明。

③特定家庭用機器一般廃棄物の日本通運株式会社大阪北支店への区域別の運搬量 (単位：t/年)

区域	豊中市	池田市	吹田市	箕面市	計
量	39	6	0	7	52

注) 豊能町、能勢町及び各区域での小売業者等が引取る特定家庭用機器一般廃棄物の搬入量については未定。

④特定家庭用機器一般廃棄物の日本通運株式会社大阪北支店への区域別の運搬主体

区域	豊中市	池田市	吹田市	箕面市
区分	豊中市 許可 ^⑩	池田市 許可 ^⑨	吹田市 許可 ^⑩	箕面市 許可 ^③

注1) 池田市、吹田市、箕面市の許可については、運搬業の許可に限る。

注2) 表中丸数值については、許可業者数を表す。

注3) 表中の池田市、吹田市、箕面市の許可業者は別表2に掲げる者をいう。

⑤特定家庭用機器一般廃棄物の再商品化等の方法

特定家庭用機器再商品化法第22条及び、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年(1998年)政令第378号)第4条に基づく、製造業者等による処理

(9) 実験動物の処理計画

中間処理に係わる民間事業者の名称及び所在地

- 施設名 株式会社猪名川動物霊園
- 所在地 兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番2号
- 搬入量 9t/年

(10) 魚腸骨の処理計画

中間処理に係わる民間事業者の名称及び所在地

- 施設名 小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社
- 所在地 大阪府岸和田市臨海町16番1号
- 搬入量 139t/年

(11) 最終処分計画

①最終処分場の概要

大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪沖埋立場)

②搬入される年間埋立量

13,141t/年

(12) 処理計画図

別表3のとおり

(13) その他

①市民等に対する周知・広報活動等

- ア 3Rの推進に関するイベントの開催
- イ 「わが家のごみカレンダー」「ハッピー（8%）ごみ減量通信」の作成・配布
- ウ 広報誌、ごみ分別アプリ及びとよなか環境TVによる周知活動の充実
- エ 自治会等地域コミュニティでの出前講座の開催
- オ 環境交流センターでの3R関連事業の実施
 - ・3R実践市民講座や3Rに係わる関連講座等の開催
 - ・不用品交換コミュニティボードでの情報提供の実施など
- カ ごみ分別収集の定着に向けた周知等
 - ・雑がみのリサイクル促進及び食品ロスの削減等に向けた周知広報活動の推進など

②家庭系市指定ごみ袋制度の継続実施

○対象とする一般廃棄物の種類

- ・可燃ごみ
- ・不燃ごみ
- ・空き缶
- ・危険ごみ
- ・プラスチック製容器包装
- ・ペットボトル
- ・充電式電池内蔵の小型家電・電池類

③粗大ごみ有料収集の継続実施

- ・粗大ごみの処理手数料は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年（1972年）豊中市規則第35号）第13条の5に規定
- ・粗大ごみの処理手数料は、市、スーパーマーケット、生活協同組合、コンビニエンスストアで納付（手数料徴収事務の委託については別途告示）し、その際に粗大ごみ処理券を交付
- ・臨時に排出するごみの処理手数料は、収集時に納付
- ・申込みは、電話受付とインターネット申込の併用による利便性を確保

④再生資源等の持ち去り対策の実施

- ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年（1993年）豊中市条例第5号）第21条の2の規定に基づき、3.（3）ア及び（4）アの所定の場所からの特定再生資源等（同条第1項に規定する「特定再生資源等」をいう。）の収集又は運搬を禁止する。なお、違反者に対する周知・啓発を行い、継続して違反する者に対しては、指導、警告・禁止命令を行う

⑤高齢者・障害者へのごみ排出サポートの継続

- ・高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援するため、福祉部局と連携し、引き続きごみ排出サポート事業を実施する

⑥ごみステーション化の促進

- ・ごみステーション化の推進により、近隣コミュニティが協力し合える環境整備を促進するとともに、効率的なごみ収集運搬を図る

⑦廃棄物減量等推進員制度の拡充

- ・地域と行政をつなぐ廃棄物減量等推進員と連携し、協働によるごみの分別周知や環境教育等の活動、減量計画に関する様々な施策・事業の取組みなどを通して、地域に密着したごみ減量・リサイクル活動をさらに展開する

⑧事業系ごみ減量事業の実施

- ・多量排出事業所への減量計画書の提出要請及び立入調査の実施。
- ・「事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、市内事業者へ適正排出への誘導を必要に応じて実施
- ・ごみ処理施設における搬入物検査（展開・目視）の実施
- ・事業系再生資源の回収等（庁内古紙回収等）の実施や情報誌（リニュース）の発行
- ・事業系生ごみ処理機設置補助金制度の実施

⑨美しいまちづくりの推進

- ・美化推進重点地区での「まち美化名人」を中心とした地域との連携活動の推進
- ・まち美化活動協定の推進
- ・アダプトシステム事業及び違法簡易広告物追放推進団体制度「とよなか美はり番」の推進
- ・地域清掃活動への支援
- ・美化啓発事業（美化啓発行事、幼児・小学生・中学生を対象とした図画及び美化ポスターの募集など）の実施
- ・不法投棄防止対策・違法簡易広告物除却・空き地の適正管理等事業の推進

⑩事業者と連携した取組み

- ・リネットジャパンリサイクル株式会社と「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する協定」を締結し、パソコン等の宅配回収によるリサイクルを促進
- ・株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社ジモティーと、リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結し、廃棄物処理の削減を推進

⑪その他

- ・本市では収集しない品目、あるいは、中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドの処理困難物の処理方法に関する情報を提供する
- ・ごみ減量計画等に掲げる取組みの推進に向けて、モニター指標を活用し、ごみ減量施策の進行管理を行う
- ・拡大生産者責任制度の確立を国・大阪府に要望する
- ・教育施設から排出されるプラスチック製容器包装等（一般家庭から排出されるものと量質的にも同等のもの）については、「みなし一廃」とする

＜一般廃棄物処理実施計画（食品ロス）＞

1. 食品ロスの排出状況

（単位：t／年）

種 類	家庭系	事業系	計
排 出 量	9, 8 5 9	6, 2 0 7	1 6, 0 6 6

注1)令和4年度（2021年度）推計値

2. 食品ロス削減に向けた取組み

(1) 食品ロス削減に向けた普及啓発

①環境学習・教育の充実

- ア 食品ロス削減について学習する講座やイベントの実施
- イ 園児や小学生を対象とした環境学習の実施
- ウ 食品ロス削減をテーマに作成した教材の活用

②食品ロス削減方法の発信

- ア 食品ロス削減ハンドブック等による周知啓発
- イ 3きり運動の推進
- ウ 食材を食べきるエコレシピの発信
- エ 食材の長持ちする保存方法等の発信
- オ 食品ロスダイアリー等による食品ロス削減に対する意識の醸成
- カ SNS等を利用した情報発信
- キ YouTube等による周知動画の配信
- ク 新しい生活様式に対応した普及啓発

(2) 市民・事業者等と連携した取組みの推進

①食品関連事業者における食品ロス削減の取組みの推進

- ア エコショップ認定事業者等への働きかけ
- イ 市内食品小売店等と連携した手前どりキャンペーンの展開
- ウ 宴会シーズンに合わせた3010運動の展開
- エ 少量メニューや少量コースの導入促進
- オ 食べ残し料理の持ち帰り運動の展開
- カ 社員・学生食堂等での売れ残り削減の取組み促進
- キ フードシェアリングサービスの活用

②フードドライブ活動の促進

- ア 事業所や市民団体等による自主的なフードドライブ活動の促進
- イ 災害時用備蓄食料・規格外品の有効活用

③各主体との連携強化

- ア 市民・市民団体、事業者との情報共有・情報交換
- イ 食品ロス削減に関する関係部署との情報共有・情報交換
- ウ 近隣自治体（NATS等）との連携強化
- エ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した食品ロス削減の取組みの推進
- オ フードロス削減通販サイトとの連携強化

(3) 循環利用の推進

①食品廃棄物の堆肥化

- ア 給食調理残渣や食べ残しの堆肥化の継続
- イ 土壌改良材「とよっぴー」を活用した継続的な啓発
- ウ 環境活動団体と連携した家庭での堆肥化の促進

②食品リサイクルの促進

- ア 「食品リサイクル法」に基づく魚あら等の食品廃棄物のリサイクルの促進
- イ 多量排出事業所に対する食品リサイクルの協力要請

＜一般廃棄物処理実施計画（し尿）＞

1. 一般廃棄物の処理主体

種 類	し 尿	浄化槽汚泥
収集・運搬	豊中市 (委託①)	許 可⑦
処 理	伊丹市に委託	伊丹市に委託

注1)表中の丸数値は、委託及び許可の業者数を表す。

注2)表中の委託及び許可業者は、別表4に掲げる者をいう。

2. 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）処理計画

(単位：人)

人口	処理方式		合計
	浄化槽処理	汲み取り	
401,491	494	45	539

(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。）の処理計画

①し尿の排出抑制及び資源化

ア 排出抑制の方法

下水道処理を促進するため、事業所等の収集の臨時申込み制の継続

イ 資源化の方法及び量

計画なし

②収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

(単位：kl/年)

種 類	し 尿	し尿浄化槽汚泥	計
排出量	324	167	491

イ 収集区域の範囲

市内に点在している対象箇所

ウ 収集回収

種 類	し 尿	し尿浄化槽汚泥
回 数	おおむね2回/月 臨時申込制	申込制

エ 収集方法

各戸収集

③中間処理計画

中間処理に係る伊丹市処理施設の名称及び所在地

施設名 伊丹市し尿公共下水道放流施設

所在地 伊丹市岩屋2丁目2番

(3) その他

①市民等に対する周知・広報活動等

浄化槽定期点検及び公共下水道への切替え促進の呼びかけ

別表 1

収集・運搬する一般廃棄物の種類と業者名
(委託)

種 類	業 者 名	収集区域の範囲
可燃ごみ、不燃ごみ	①株式会社 石原産業	新千里北町、新千里西町、新千里東町、寺内、東寺内町、東泉丘、西泉丘、服部緑地、上新田、中桜塚、南桜塚、岡町、夕日丘
	②ミザック 株式会社	緑丘、西緑丘、北緑丘、少路、旭丘、広田町、長興寺北、長興寺南、曾根東町、曾根南町、利倉東、宮山町、永楽荘、桜の町、上野西、穂積、野田町、稲津町、豊南町東、豊南町西、豊南町南、三国、神州町、三和町
	③泉興業 株式会社	石橋麻田町、清風荘、待兼山町、柴原町、刀根山、刀根山元町、螢池北町、螢池中町、螢池東町、螢池西町、立花町、末広町、岡町北、岡町南、山ノ上町、宝山町、曾根西町、原田元町、箕輪、走井、勝部、原田西町、原田中、原田南、利倉、利倉西、南空港町、春日町、向丘、島江町、二葉町、大島町、庄本町
	④米田産業 株式会社	新千里南町、東豊中町、城山町、服部元町、服部本町、若竹町、北条町、浜、小曾根
	⑤株式会社 上原産業	上野坂、上野東、熊野町、栗ヶ丘町、赤阪1丁目、服部豊町、服部西町、服部南町、服部寿町、上津島、今在家町
	⑥エアポート企業 株式会社	千里園、本町、岡上の町、北桜塚、日出町、庄内東町、庄内西町、庄内幸町、庄内栄町、庄内宝町、名神口
	⑦有限会社 村田衛生	玉井町、螢池南町、大黒町、千成町
粗大ごみ	①株式会社 石原産業	豊中市全域
ビン	①有限会社 アール環境	豊中市全域
ペットボトル	①NPO 法人豊中市障害者就労雇用支援センター	豊中市南部地域
	②公益社団法人 豊中市シルバー人材センター	豊中市北部地域

(許可)

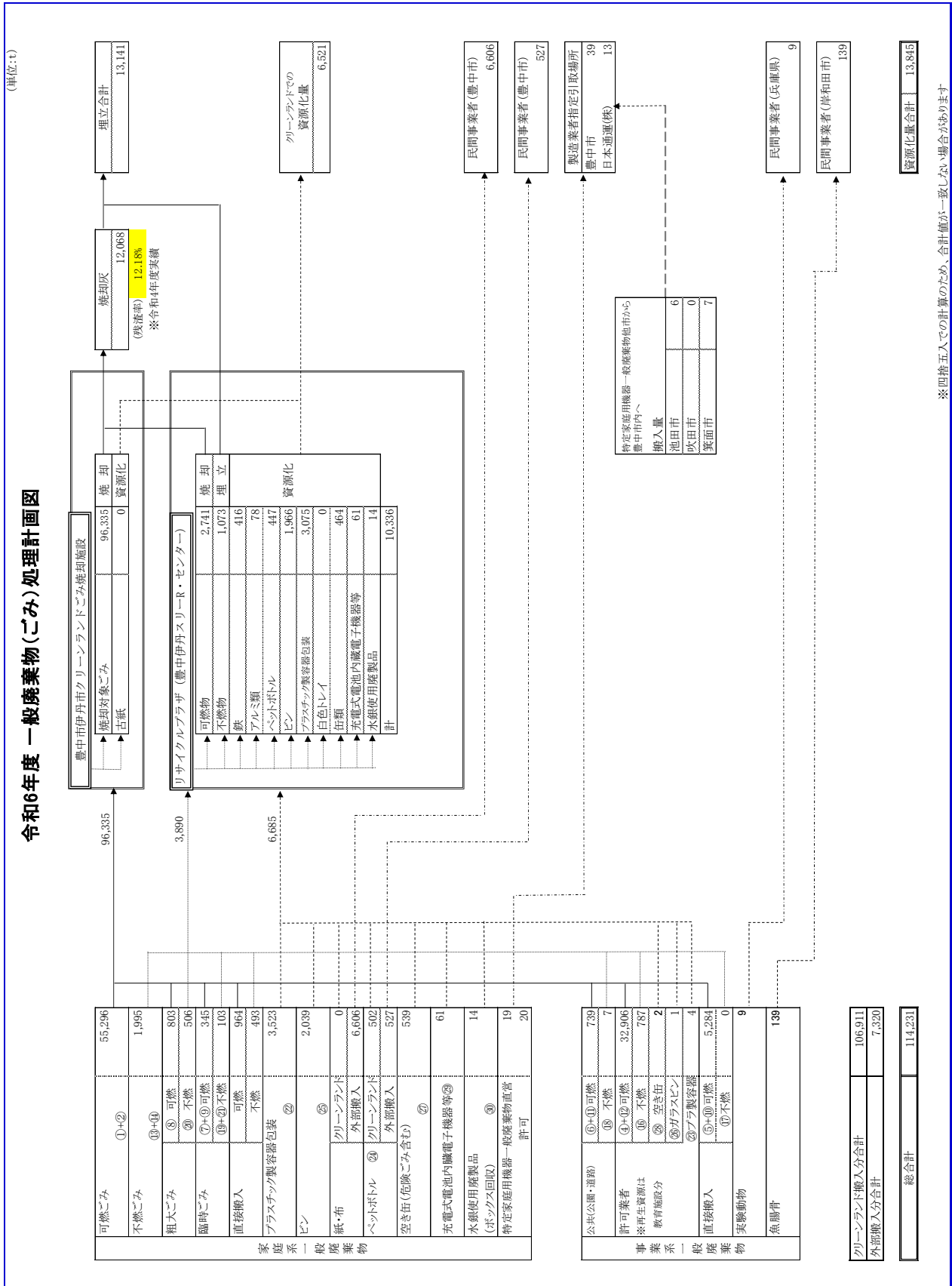
種 類	業 者 名	収集区域の範囲
特定家庭用機器一般 廃棄物、臨時ごみ、事 業系ごみ	①株式会社 石原産業	豊中市全域
	②米田産業 株式会社	豊中市全域
	③北村衛生 株式会社	豊中市全域
	④有限会社 村田衛生	豊中市全域
	⑤北部環境ソリューション 株式会社	豊中市全域
	⑥株式会社 上原産業	豊中市全域
	⑦有限会社 アール環境	豊中市全域
	⑧鍵本産業 株式会社	豊中市全域
	⑨木本組	豊中市全域
	⑩エアポート企業 株式会社	大阪国際空港内
実験動物	①株式会社 猪名川動物霊園	豊中市全域
魚腸骨	①有限会社 大興	豊中市全域
	②有限会社 山田肥料商事	豊中市全域
	③有限会社 浪速商会	豊中市全域

別表 2

区域別の運搬（積卸し）を行う特定家庭用機器一般廃棄物

区 域	業 者 名	積卸し場所
池田市	①株式会社 アズマクリーン	施 設 名 日本通運 株式会社 豊中指定取 引所 所 在 地 豊中市服部西町5丁目18番1号
	②エアポート企業 株式会社	
	③株式会社 上原産業	
	④弘伸商事 株式会社	
	⑤鍵本産業 株式会社	
	⑥株式会社 大阪環境セイビ	
	⑦木本興産 株式会社	
	⑧株式会社 村尾興業	
	⑨株式会社 石原産業	
吹田市	①大道興業 株式会社	
	②株式会社 大建工業所	
	③西川清掃 株式会社	
	④株式会社 NANBU	
	⑤北大阪清掃 株式会社	
	⑥株式会社 マルサン	
	⑦都市クリエイト 株式会社	
	⑧株式会社 石原産業	
	⑨株式会社 村尾興業	
	⑩鍵本産業 株式会社	
箕面市	①近畿セイビ 株式会社	
	②弘伸商事 株式会社	
	③株式会社 シュウロウライフ	

別表 3



※四捨五入での計算のため、合計値が一致しない場合があります

別表 4

収集・運搬する 一般廃棄物の種類	業 者 名	収集区域の範囲
し尿	①豊中環境整備 株式会社	豊中市内に点在している対象箇所
し尿浄化槽汚泥	①株式会社 セツリョウ	豊中市内に点在している対象箇所
	②泉興業 株式会社	
	③エスク 株式会社	
	④ミザック 株式会社	
	⑤柿本工業 株式会社	
	⑥出口興産 株式会社	
	⑦有限会社 永田清掃	